根的 協 的 翻翻 いっぱい きゅうがっこう ぎょういがっこう にゅうがくない ぎょういいっこう ねない しきゅうさい こうかん 日本 1月に大阪市立小・中学校・義務教育学校に入学予定、義務教育学校7年生に進級予定のお子さまの保護者の方へ

この「お知らせ」で案内している**「早期1」**の申請で認定された方には**「入学準備補助金」を入学前に支給**する予定です。

1 援助を受けられる方

	1223 6 2 . 7 3 1 0 0 / 3	
	申請理由	備考
1	市民税が非課税の方	所得割額・均等割額ともにO円の労
2	固定資産税を減免された方	理由が火災、地震等の災害によるもの
3	個人事業税を減免された方	令和7年度に減免された方が対象
4	国民年金保険料を減免された汚	保護者全貨が国民年金保険料を減免されていること
5	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	保護者至貨が国民健康保険料を減免・猶予されていること
6	児童扶養手当の支給を受けている方	児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
7	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	れいり ねん がっ にちいこう けってい う せだい だいしょう 令和7年4月1日以降に決定を受けた世帯が対象
8	雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方	できょう ゆう かたいかい ほこいゃ しゅうにゅう はあい のぞ 手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
9	災災、風水害、震災、その他の災害にあった芳	令和7年度に首名が災害にあった汚が対象
10	生活保護を停止または廃止された方	世帯状況の変更や指示違反による停止・廃止者は除く
11)	生活保護を受けている方	
(12)	①~⑪の理笛には該当しないが、経済的に困っており	近得 <u>基準</u> 額以下の

(注1) 「大学準備補助金」を含む申請は、今回の「早期1」以外に、「早期2」「一般1」「一般2」でも申請ができます。 国立・私立の小・中学校や特別支援学校に大学されたり、3月末までに市外へ転居されたりするなど、大阪市立の学校に大学しなかった方が、大学準備補助金の支給を受けた場合は、返金していただくことになりますので、ご注意ください。

| ※「卓期1」では単し込めません。 単請理品での単請は、令和8年1月以降に改めて「お知らせ」を配付します。

- 500 はいかつほこ はしせいかつしなんしせつ E00つしま とうしゅし きゅうる う はあい しゅうがくえんじょひ E00がくじゅんびほじょきん しきゅう だいしょうがい (注3) 生活保護、母子生活支援施設入所により、同趣旨の給付を受けられる場合、就学援助費の「入学準備補助金」は支給の対象外となります。

2 申込方法

※申請後に大阪市立の学校に入学しないこととなった場合は、速やかに申請書を提出した学校に ・ 申し出てください。

でいしゅつ しょるい 提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票、証明書類(2ページ 振込先の預金通帳やキャッシュカード等のコピー(必ず申請者名義のもの) ※ 令和7年度に6年生で就学援助認定を受けた方も、中学校新1年生・義務教育学校新7年生での申請が必要です。
ていしゅつ ぱしょ 提出場所	小学校・義務教育学校新1年生:通学予定の小学校 ※ ただし、転居、学校選択制等で通学区域外の学校に通うことが決まっている場合はその学校 中学校新1年生、義務教育学校新7年生:在学中の小学校、義務教育学校 ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は学校への送付をお願いします。
提出時期	令和7年12月1日(月曜日)~令和7年12月19日(金曜日)
結果通知	つれる中2月末予定 ※ 教育委員会から申請書に記入された住所に郵送します。

3 申請時期 ※「早期1」で提出し忘れても、「早期2」以降で提出できます。

※「早期1」で提出し忘れ			にも、「早期2」以降で提出できます。			
申請区分	申請期限	申請理由	しんさ けっか つうち じき 審査結果の通知時期	_{しんせい} がくねん 申請できる学年		
マラき 早期1 しょるいしんさ (書類審査)	令和7年 12月19日 (金曜日)まで	1 ~ 11	2月末日	新1年生 新7年生 のみ※	7	
早期2 (書類審査)	nub nh がっ にち t<よ5び 令和8年3月12日 (木曜日) まで	1 ~ 11	がまかまかりょでい 5月末日予定	ぜんがくねん 全学年		
(柷情報利用)	num and no les かようび 令和8年5月12日 (火曜日) まで	1 • 12	8月末日予定	全学年		
- <u> </u>	れいか ねん がっ に5 かようび 令和8年6月30日 (火曜日) まで	1 ~ 12	がまつ いっょでい 8月末日予定	ぜんがくねん 全学年		
が 時	和いわ ねん がつ にちいこう ずいじ 令和8年7月1日以降随時	1 ~ 12	受理後30日以內	ぜんがくねん 全学年		

今回はこちらのご案内です。
※4月に新1年生・新7年生と同じ学校に通うきょうだいがおられる場合は、きょうだいも同時に申請できます。
(ただし、きょうだいは「早期2」の取扱いとなります。きょうだいの審査結果の通知は5月末予定です。)

「早期2」以降の「お知らせ・申請書等」については、学校から令和8年1月以降に配付します。

「一般1」以降は①~⑪の申請理由以外にも⑪所得基準による審査を行います。 (主) 「随時」は認定日が申請日以降にな

り、入学準備補助金は支給されません。

P. 1

4 申請に必要な証明書類 ➤ 複数の申請理由に該当する場合は、どれか1つの申請理由が確認できる 証明書類を添付してください。 ➤ 状況に応じ、記載している証明書類以外の提出を求める場合があります。				
	申請理由	証明書類		
1	市民税が非課税の方 **生計を一にする世帯全員が所得割額 • 均等割額ともにO円である場合に 対象となります。	な 〇市民税・府民税・森林環境税証明書(原本) 〇市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用) (コピー) ※令和7年度分を提出してください。 ※証明書類については、申請書裏面に詳しく記載しています。		
2	固定資産税を減免された方 ※新築住宅減税は対象外です。	○固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) 税額変更通知書 (コピー) 及び減免理由を確認できる書類 (コピー) ※令和7年度分を提出してください。		
3	こじんじぎょうぜい けんめん かた かた 個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書 (コピー) ※令和7年度分を提出してください。		
4	国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に 対象となります。 (保護者全員分の書類が必要です)	い す れ 〇国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書(コピー) の国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書(コピー) か 〇(上記のいずれもないとき)年金事務所が発行する証明書(原本) ※申請日現在、減免を受けていることを証明する書類を提出してください。		
- 5	国民健康保険料を減免または徴収 猶予された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されて いる場合にのみ対象となります。 ※未就学児の子どもにかかる軽減は 対象外です。	C S A ANTIAC 2 BUTANA (
6	児童扶養手当の支給を受けている方 ※児童生徒が支給対象になっている 場合に限ります。 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」 とは違います。ご注意ください。	い		
7	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	○生活福祉資金貸付決定通知書 (コピー) ※令和7年4月1日以降に貸付決定を受けたことを証明する書類を提出して ください。		
8	「雇用保険被保険者手帳」を有する 日雇労働者の方 ※手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は対象外です。	○雇用保険被保険者手帳 (名前・住所・有効期限が確認できるページのコピー) ○手帳を有する方以外の保護者の名和6年中の所得がわかる書類 (名和7年度 市民税・府民税・森林環境税証明書など)		
9	かさい & 5 まいがい しんさい た 火災、風水害、震災、その他の 楽学にちったぞ	○火災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

ひとり親家庭の確認

対象外です。

災害にあった方

1

11)

生活保護を停止または廃止された方

生活保護を受けている方

※世帯状況の変更や指示違反による場合は

<u>単請理由 ①・④・⑤・⑧については、</u>申請者がひとり親の場合は、申請者に配偶者がいないことを確認するための 下記いずれかの評明書類を提出してください

書類を提出してください。 証明書類の提出は不要です。

ください。

※住家(居住のために使用している建物。マンション共用部分は対象外) が災害にあわれた場合に限ります。

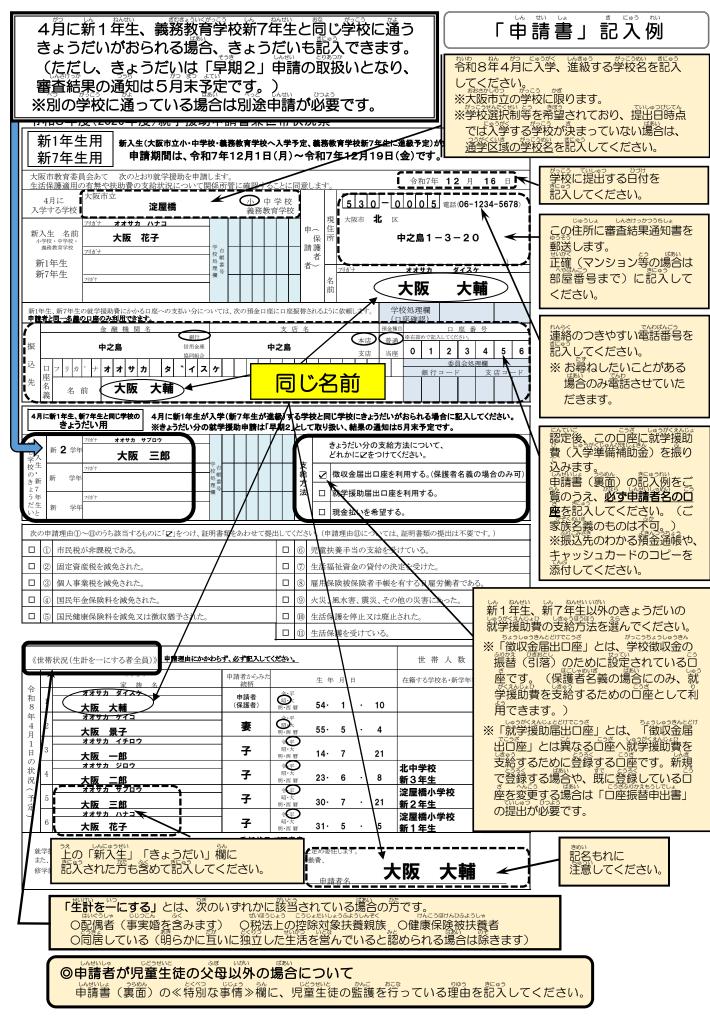
※合和7年4月1日以降に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する

※教育委員会より関係局へ確認をさせていただきます。ご了承ください。

○生活保護停止・廃止決定通知書(コピー)

160/191/10/00世份音級を提出してくんとい。						
事。由	証"明 書 [゛] 類 (コピーでも句)					
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証					
申請理由のの場合で、ひとり親・寡婦控除を受けている	課税 (所得) 証明書等のひとり親・寡婦控除が確認できる書類					
配偶者が死亡している	申請者の戸籍 (※)、住民票除票(申請日時点から事実発生日が3ヶ月以内に限る)など					
gen まいりつ 離婚が成立している	申請者の戸籍(※)、離婚届受理証明書(申請日時点から3ヶ月以内に受理されたもの)など					
りこんちょうていちゅうとう 離婚調停中等である	調停申立書 など 注 裁判所の受付日から2年以内のもの。 2年以 上経過している場合は、別途書類の提出をお願いする場合があります。					
いそくなんきん じゅぎゅうちゅう 遺族年金を受給中である	うたっきん ねんきんらりこみつううしょ こう 直近の年金振込通知書等					
その他	しんせいしゃ こせき りょうじかんとう はっこう どくしん しょうめい しょるい 申請者の戸籍 (※)、領事館等発行の独身を証明する書類 など					

戸籍の場合は、申請口時点で申請者がひとり親であることが確認できるよう、申請者本人の「個人事項証明。(抄本)」又は「全部事項



5 援助の内容

※令和7年度の内容です。令和8年度の内容については、令和8年4月1日以降、教育委員会ホームページ (https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/) 等でお知らせします。

	学校教材費 校外活動費 その他諸費 ※1	しゅうがくりょこうひ りかが学成行費。うひ 林間・臨海学習費 ※2	がっこう 学校 給食費 ※3	ɔラが<ʊ 通学費 ※4	Co-5がくじゅんが乗じょきん 入学準備補助金 ※5	いりょうひ 医療費 ※6	というぎょうせいほうじん 独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金 ※7
小学校	がっこうちょうしゅうきん 学校徴収金 じとうひ せいとひ	さんか 参加した.行事	実費	実費	57,060円	がっこういりょうけん 学校 <u>医</u> 療券	ほごしゃ ふたんがく 保護者負担額
中学校	(児童費・生徒費) の実費	の実費		実管費	(63,000円) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	体设计员担识	

- ※1 認定後は、保護者の同意に基づき、学校徴収金の教材費等(児童費・生徒費会計)に充てますので保護者へ直接の支給はありません。なお、認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後に支給します。
- ※2 修学旅行費、林間・臨海学習費は、就学援助の認定を受けている期間に参加した行事の実費が対象になります。 (急に参加できなくなった場合のキャンセル料も対象です。)

行事のための積立金が徴収されているときに就学援助の認定を受けていても、行事が実施されるときに就学援助の認定を受けていないと、就学援助費は支給されません。

- ○修学旅行費 ………小学校・中学校でそれぞれ1回、義務教育学校で2回を限度に支給されます。(キャンセル料含む)
- 〇林間・臨海学習費 …各学年でそれぞれ1回限り支給されます。(キャンセル料含む)
- ※3 認定後は、保護者の同意に基づき、給食費に充てますので保護者への支給はありません。
- ※4 次のいずれかに該当する通学にかかる交通費が対象です。
 - 本人の希望ではなく仕方なく指定校変更により学校を変わらざるをえない場合 (片道:小学校4km以上、中学校6km以上)※定期券等の写しの証明書類が必要になります。
 - 日本語指導教育(プレクラス含む)、適応指導教育、教育支援センター(適応指導教室)、生活指導サポートセンター (個別指導教室)への通級を行う場合(片道:小学校4km以上、中学校6km以上)
 - 特別支援学級に在籍する場合 ※定期券等の写しの証明書類が必要になります。
 - 心和中学校に通われる場合(所道:6km以上)※定期券等の等しの証明書類が必要になります。
- ※5 小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生が対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給されません。
- ※6 医療費の支給対象となる病気は、学校の定期健康診断等の結果、治療を必要とする次の病気です。 〇むし歯、慢性副鼻腔炎(ちくのう症)、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹、トラコーマ 治療が必要な場合は、学校が医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください。 医療機関受診時に医療券を提出すると、教育委員会が、患者負担額を、医療機関へ直接支払います。 (就学援助の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご了承いただければ、審査結果が

(就学援助の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご了承いただければ、番査結果が 出る前でも医療券の交付を受けられます。)

- ※7 今和8年5月1日時点で認定されている方が対象です。教育委員会が、保護者負担額を、独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接支払います。また、海外編入等による年度途中での加入者は、その加入時点で認定されている方が対象です。
- (注) 他の制度により、同趣旨の支給を受けられる場合は、就学援助費は支給できません。生活保護世帯の場合は「修学旅行費」 「医療費」「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金」が援助の対象となります。(共済掛金にかかる給付内容に ついては、障害見舞金及び死亡見舞金です。)

< その他留意事項 >

- ていいゅう しんざいしょ しょうめいしょるい しゅうがくえんじょ しんさ しきゅう * 提出された申請書や証明書類は、就学援助の審査・支給のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際 でしゅう しょるい へんきゃく に提出された書類は返却しません。
- * 事実に基づかない中間や、虚偽、 ぶぜ、 どがないこと等が判明した場合、 温定を 取り消し、就学援助費の必要を求めることがあります。 また、支給された就学援助費が本来の趣旨以外の目的に使用された場合も返還を求めることがあります。

☆☆「申請書」を提出する前にもう一度確認してください!☆☆

〇「申請書」の記入もれ、記入語の「〇証明書類の添付もな」〇添付書類の不備(書類の必要な部分がコピー されていない、書類の年度が古いなど)このような場合、審査ができないため結果通知が遅くなることや 書類不備で認定できないことがあります。 デングに確認してから提出してください。

お問合せ先

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 (就学支援グループ) 電話:06-6115-7653 ファックス:06-6115-8170